

三木町移住促進ウェブサイト運営実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三木町移住促進ウェブサイト運営の適正かつ円滑な実施を図り、もって三木町への移住を促進することを目的とする。

(実施内容)

第2条 町長は、三木町移住促進ウェブサイトを通じて、次に掲げるコンテンツを移住を検討する者に提供する。

- (1) 移住検討者が三木町に移住するための情報
- (2) 三木町の魅力をPRする情報
- (3) その他町長が必要と認める情報

(実施における町民との協働)

第3条 町長は、町に関係する様々な人からの意見を聴取し、サイト運営に活かすため、町民、町内に通勤・通学する人または町内に拠点を有する団体から、三木町移住促進ウェブサイト運営にかかる協力者（以下「町民リポーター」という。）を委嘱することができる。

2 町民リポーターの定数は、15人以内とする。

3 町民リポーターの任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任することができる。

4 町民リポーターは、無報酬で運営に協力するものとする。

(コンテンツ発信者)

第4条 このサイトを利用し、コンテンツの発信を行うことができる者（以下「コンテンツ発信者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町長
- (2) 町民リポーター

(コンテンツ内容の制限)

第5条 このサイトにおいては、次に掲げる内容にかかるコンテンツを発信してはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの
- (2) サイトの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 問合せ先が明らかでないもの
- (4) 著作権及び肖像権等の第三者が有する権利を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に関するもの
- (6) 営利を目的とするもの
- (7) 差別、偏見及び不必要な区別を助長するおそれのあるもの
- (8) 特定の企業、法人、団体、地域、個人に対しての誹謗（ひぼう）・中傷・苦情、差別発言する等の不適切な表現が含まれているもの
- (9) 故意又は作為的に事実と反する内容・虚偽の内容がふくまれているもの
- (10) 投稿者本人、他人の名称、メールアドレス、住所、電話番号等個人を特定しうる情報を含むもの
- (11) わいせつな表現を含むもの
- (12) 児童及び青少年に対し著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発助長し、その健全な育成を阻害する内容を含むもの
- (13) 差別的表現を含むもの
- (14) その他サイトで発信する内容として適切でないと認められるもの

(コンテンツの掲載、更新及び削除)

第6条 町長は、コンテンツ発信者からの依頼に基づき、サイトへのコンテンツの掲載、更新及び削除を行う。

2 町長は、コンテンツ内容等に疑義がある場合には、当該コンテンツ発信者と協議の上、修正又は削除することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、次のいずれかに該当する場合には、コンテンツ発信者の同意なく直ちにコンテンツの公開中止又は削除を行うことができる。

(1) コンテンツ内容に虚偽又は重大な誤りがあるとき。

(2) サイト利用者の安全性が侵害されるおそれがあるとき。

(3) その他サイト運営上緊急を要すると認められるとき。

(個人情報等の取扱い)

第7条 個人情報については、三木町個人情報保護条例（平成17年三木町条例第3号）の定めるところにより取り扱うほか、次の事項に留意しなければならない。

(1) 個人情報を含むコンテンツの掲載は、本人の同意を必要とする。

(2) 個人の電子メールアドレス、電話番号及び大字名以上の詳細な住所を掲載する場合には、当該事項を掲載する旨を明確に提示し、本人の同意を得なければならない。

2 市販映像素材集等を利用許諾条件に従って利用する場合を除き、個人が明確に識別又は特定できる写真若しくは映像は、本人の同意なく掲載することはできない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は平成28年1月20日から施行する。